



鳥取県公報

令和 7 年 5 月 30 日（金）
号外第 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例（30）（障がい福祉課） 2
◇ 公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況（県民課） 6
	個人情報の保護に関する法律等の運用状況（〃） 8

公布された条例のあらまし

◇鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例中引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改める。

ア 鳥取県特別医療費助成条例

イ 鳥取県税条例

ウ 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例

エ 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

(2) 施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日とする。

条 例

鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第1条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補助金の交付) 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第25項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)～(4) 略	(補助金の交付) 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)～(4) 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(自動車税の課税免除) 第137条 略 2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。 (1)～(5) 略 (6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供	(自動車税の課税免除) 第137条 略 2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。 (1)～(5) 略 (6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供

する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。)の用に供するもの ア 略 イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業 ウ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業 エ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業 (7)～(11) 略	する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。)の用に供するもの ア 略 イ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業 ウ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 エ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業 (7)～(11) 略
---	---

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td> 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第18項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</u> </td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 備考 略	略		10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第18項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</u>	略	略		別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td> 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</u> </td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 備考 略	略		10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</u>	略	略	
略													
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第18項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</u>	略												
略													
略													
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</u>	略												
略													

(鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第4条 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(障がい者の就労の促進等) 第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) 略 (2) 就労移行支援事業所(障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。)及び就労継続支援事業所(障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 2・3 略	(障がい者の就労の促進等) 第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) 略 (2) 就労移行支援事業所(障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。)及び就労継続支援事業所(障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 2・3 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開示請求に係る決定等

(1) 総括表

	請求件数		処理件数							
合計	419		451							
内訳	前年度からの繰越	新規受付	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	形式不備	取下げ	処理中
	28	391	248	76	4	37	0	0	61	25

(2) 実施機関別

実施機関			処理状況	請求件数		処理件数						
				前年度からの繰越	新規受付	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	形式不備	取下げ
小計			23	218	177	10	1	11	0	0	20	22
知事（知事部局）	政策戦略本部		4	10	6	1	1	2	0	0	3	1
	輝く鳥取創造本部		0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	総務部		1	17	14	0	0	1	0	0	0	3
	危機管理部		0	18	17	0	0	0	0	0	0	1
	地域社会振興部		11	27	23	2	0	2	0	0	1	10
	福祉保健部		3	9	8	0	0	3	0	0	0	1
	子ども家庭部		1	9	9	0	0	0	0	0	0	1
	生活環境部		0	14	10	0	0	1	0	0	3	0
	商工労働部		0	4	3	0	0	0	0	0	1	0
	農林水産部		1	16	16	0	0	1	0	0	0	0
	県土整備部		0	23	15	0	0	1	0	0	7	0
	会計管理部		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	中部総合事務所		0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	西部総合事務所		2	60	45	7	0	0	0	0	5	5
知事（企業局）			0	8	8	0	0	1	0	0	0	0
教育委員会			1	37	24	9	0	5	0	0	5	1
公安委員会			0	1	1	1	0	2	0	0	0	0
警察本部長			2	101	18	51	0	13	0	0	35	2
選挙管理委員会			1	17	16	0	0	2	0	0	0	0
人事委員会			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	7	4	3	3	1	0	0	1	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県住宅供給公社	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0
鳥取県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県造林公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
指定管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「開示請求」とは、条例第6条第1項に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の開示請求に対し2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

2 審査請求に係る裁決等

(1) 総括表

	請求件数		処理件数							
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
合計	18	15	12	13	1	0	0	4	3	0

(2) 審査庁別

審査庁	処理状況	請求件数		処理件数						
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
知事（知事部局）	8	11	10	6	1	0	0	0	2	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	3	0	6	0	0	0	3	0	0
公安委員会	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

鳥取県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県造林公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「審査請求」とは、条例第18条の3第1項に規定する開示請求に係る開示決定等又は不作為に係る審査請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の審査請求に対し2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

3 審査請求に係る諮問、答中等

(1) 諮問に応じ調査審議する機関

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(2) 公文書の開示決定等に係るもの

ア 総括表

合計	諮問件数		処理件数					
	18		18					
内訳	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認容	一部認容	棄却	却下	
	9	9	15	1	0	2	0	0

イ 諮問団体別

処理状況 諮問団体	諮問件数		処理件数					
	前年度から の繰越	新規受付	調 査 審 議 中	答 申 等				取下げ
				認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
鳥取県	17		15	0	0	2	0	0
	9	8						
南部町	1		0	1	0	0	0	0
	0	1						

(注) 1件の諮問に対して2件以上の処理がなされることがあるため、諮問件数と処理件数は必ずしも一致しない。

鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の各実施機関における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開示請求等に係る決定等

(1) 保有個人情報の開示請求に係る開示決定等

ア 総括表

合計	請求件数		処理件数						
	2,333		2,338						
内訳	前年度からの繰越	新規受付	開示する旨の決定		開示しない旨の決定			取下げ	処理中
			全部開示等	部分不開	不存	存否	形式		
		開示即時							

	請求	開 示 請求	全 部 開 示	即 時 開 示	開 示	示	在	応 答 拒否	不備		
7	2,326	2,277			42	6	7	0	1	1	4
	64	2,262	15	2,262							

イ 実施機関別

実施機関	処理状況 前年度 からの 繰越	請求件数		処理件数								取 下 げ	処 理 中
		新規受付 開示請 求	即時開 示請求	開示する旨の決定		開示しない旨の決定							
				全部 開示	即時 開示	部 分 開示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒否	形 式 不備			
知 事 （ 知 事 部 局）	1	129		120		3	1	5	0	0	0	1	
		13	116	4	116								
知事（企業局）	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0								
教育委員会	3	1,920		1,917		0	5	1	0	1	0	3	
		12	1,908	9	1,908								
公安委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								
警察本部長	3	174		137		39	0	1	0	0	1	0	
		37	137	0	137								
選挙管理委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								
人事委員会	0	96		96		0	0	0	0	0	0	0	
		1	95	1	95								
監査委員	0	1		1		0	0	0	0	0	0	0	
		1	—	1	—								
労働委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								
収用委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								
海区漁業調整委 員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								
内水面漁場管理 委員会	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								
病院事業管理者	0	4		4		0	0	0	0	0	0	0	
		0	4	0	4								
地方独立行政法 人鳥取県産業技 術センター	0	2		2		0	0	0	0	0	0	0	
		0	2	0	2								
公立大学法人公 立鳥取環境大学	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
		0	—	0	—								

（注1） 「開示請求」とは、法第76条第1項の規定による開示請求のうち、条例第14条第1項の規定による開示決定の期限の特例が適用されないものをいう。

（注2） 「即時開示請求」とは、法第76条第1項の規定による開示請求のうち、条例第14条第1項の規

定による開示決定の期限の特例が適用されるものをいう。なお、当該特例の適用がある保有個人情報と定めていない実施機関にあっては、「即時開示請求」及び「即時開示」の欄の件数を「一」としている。

(注3) 1件の開示請求に対して2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(2) 保有個人情報の訂正請求に係る訂正決定等

請求なし

(3) 保有個人情報の利用停止請求に係る利用停止決定等

請求なし

2 審査請求に係る裁決等

(1) 保有個人情報の開示決定等に係るもの

ア 総括表

	請求件数		処理件数							
合計	4		4							
内訳	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
	1	3	2	1	0	0	1	0	0	0

イ 審査庁別

審査庁	請求件数		処理件数							
	前年度からの繰越	新規受付	審理中	諮問中	未裁決	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
知事（知事部局）	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立 鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「審査請求」とは、法第106条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。

(注2) 1件の審査請求に対して2件以上の処理がなされることがあるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(2) 保有個人情報の訂正決定等に係るもの

請求なし

(3) 保有個人情報の利用停止決定等に係るもの

請求なし

3 審査請求に係る諮問、答申等

(1) 諮問に応じ調査審議する機関

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(2) 保有個人情報の開示決定等に係るもの

ア 総括表

合計	諮問件数		処理件数					
	1		1					
内訳	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認容	一部認容	棄却	却下	
	0	1	1	0	0	0	0	0

イ 諮問団体別

処理状況 諮問団体	諮問件数		処理件数					
	前年度からの繰越	新規受付	調査審議中	答申等				取下げ
				認容	一部認容	棄却	却下	
鳥取県	1		1	0	0	0	0	0
	0	1						

(注) 1件の諮問に対して2件以上の処理がなされることがあるため、諮問件数と処理件数は必ずしも一致しない。

(3) 保有個人情報の訂正決定等に係るもの

諮問なし

(4) 保有個人情報の利用停止決定等に係るもの

諮問なし

4 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等

(1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

ア 募集年度 令和6年度

イ 提案の募集期間 令和7年2月13日から同年3月14日まで

ウ 提案等の件数及び処理状況 提案なし

(2) 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

5 保有死者情報の提供依頼に係る提供等

(1) 総括表

	依頼件数		処理件数						
	17		17						
内訳	前年度からの繰越	新規受付	提供する旨の通知		提供しない旨の通知				取下げ
			全部提供	部分提供	不提供	不存在	存否応答拒否	形式不備	
	0	17	8	7	0	0	0	0	0

(2) 実施機関別

処理状況 実施機関	依頼件数		処理件数							
	前年度か らの繰越	新規受付	提 供 す る 旨 の 通知		提 供 し な い 旨 の 通 知				取下げ	処理中
			全部提 供	部分提 供	不提供	不存在	存否応 答拒否	形式不 備		
知事（知事部局）	0	17	8	7	0	0	0	0	0	2
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委 員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 鳥取県産業技術セ ンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人鳥取 環境大学	提供制度なし									

（注1） 「保有死者情報の提供依頼に係る提供」とは、条例第7条の規定を参酌し、遺族又は子孫からの提供依頼に係る保有死者情報を提供することをいう。

（注2） 1件の提供依頼に対して2件以上の処理がなされることがあるため、依頼件数と処理件数は必ずしも一致しない。